

令和2(2020)年度事業報告書  
自令和2年4月1日 至令和3年3月31日  
公益財団法人大平正芳記念財団

## I. 事業活動の概要

公益財団法人として、3つの公益事業「環太平洋学術研究奨励事業」、「北京日本学術研究センターとの共同事業」、並びに「当財団の事業について普及・啓発・啓蒙を行う事業」に関し、個々事業の公益性と運営の効率化に留意しつつ、例年事業について着実に遂行するとともに、スポット案件についての的確に対応した。

### 1. 環太平洋学術研究奨励事業

[1]第36回大平正芳記念賞6件  
クリスタル牌  
賞金 550万円

[2]第34回学術研究助成費 該当者無し

コロナ禍の影響で授賞式は行わず、それぞれの授賞者に財団に来てもらい、トロフィー授与、記念写真撮影、懇談を行った。

### 2. 北京日本学術研究センターとの共同事業

(1)名著翻訳事業『渋沢栄一自伝 雨夜譚』、翻訳完了  
2021年9月に出版予定

(2)「第十六回日本語優秀学位論文大会」表彰式  
表彰式ZOOMでおこなった。財団から出席せず。

多くの応募者の中から、次の6名に賞状と記念品の授与を行った。

劉琳	「A+げ」に関する研究
閔鑫	中国における日本語専攻大学院生の修士論文のテーマ設定に関する研究

鄭一鳴	狐変身譚についての中日比較研究—『太平広記』と『今昔物語集』を手がかりに—
白鑫	戦国武将の名物茶器蒐集への一考察
李美鈴	地域づくりにおけるソーシャル・キャピタルの構築に関する研究 —東京都新宿区を事例に—
計惠敏	中国からの輸入が日本企業のイノベーションに与える影響—日本機械産業を対象とする実証分析

### 3. 当財団の事業について普及・啓発・啓蒙を行う事業

(1) 「大平正芳記念財団の事業」パンフレット及び「大平正芳記念財団レポート」発行事業

① 「大平正芳記念財団の事業」パンフレットの発行

ア. 「大平正芳記念財団の事業」パンフレット

イ. 「大平正芳記念財団の事業活動」

(令和2年6月から同令和3年5月まで)パンフレットに掲載

② 「大平正芳記念財団レポート」第38号の発行

③ 「硯滴考6、7、8号」発行

(3) 4月、「オンライン版 大平正芳関係文書 頒布報告書

(4) 6月 訪中40周年記念書籍発行打ち合わせ

福永文夫先生(獨協大学)、井上正也先生(成蹊大学)

(5) 11月 訪中40周年記念書籍発行打ち合わせ

宮城大蔵先生(上智大学)

(6) 11月 大平正芳記念館紹介動画 取材・制作

(7) 令和3年3月 大平正芳記念館紹介動画 財団HPに掲載

YouTubeも作成

(8) その他

① マスコミ取材対応

・2月 NHK Eテレ ズームバックオチアイ 2021

第1回「“コトバの力”(仮)」日中共同宣言当日、大平自筆漢詩

## II 本年度中の主な庶務事項

### 1. 理事会・評議員会

- (1) 令和2年5月24日開催 臨時理事会(決議の省略(書面表決))
  - ① 令和元年度事業報告案及び収支決算案承認の件
  - ② 内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)宛定期提出書類案(令和元年度事業報告及び収支決算に係る)承認の件
  - ③ 定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等決定の件
  
- (2) 令和2年6月29日開催 通常理事会、定時評議員会  
持ち回りで表決
  - ① 令和元年度事業報告案及び収支決算案承認の件(評議員会マター)
  - ② 内閣府宛定期提出書類案承認の件
  - ③ 特定寄附金募集承認の件(理事会マター)
  
- (4) 令和3年2月26日開催 臨時理事会
  - ① 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等決定の件
  
- (5) 令和3年3月16日開催 通常理事会、臨時理事会・評議員会  
持ち回りで表決
  - ① 2021年度事業計画案及び収支予算案承認の件

### 2. 運営・選定委員会

本年度中に計4回開催し、ZOOMにて開催。

第37回大平正芳記念賞・第35回学術研究助成費授賞者を決定した。  
ただし学術研究助成費は該当者無し。

第9回鈴木 三樹之助記念・岩手大学大学院奨学金支給に関して、  
応募者はなかった。

### 3. 主務官庁関係事項

令和2年6月29日、内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当室)  
宛に、令和元年度事業報告及び収支決算に係る、定期提出書類の届出を行  
った。

令和2年6月29日 役員変更届けを行った。

令和3年3月26日、内閣総理大臣(内閣府大臣官房公益法人行政担当  
室)宛に、2020年度事業計画及び収支予算に係る、定期提出書類の届  
出を行った。

## 令和2年度事業報告書の付属明細書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項」に規定する、事業報告の内容を補足する重要な事項はないことから、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条」に定める、令和2年度事業報告書の付属明細書に記載する事項はありません。